

昭和二十六年十一月三十日(金曜日)午後一時三十分開会

奥野 健一君

委員長	河井 彌八君
理事	

河井	松平	溝淵	山花	楠瀬	郡
彌八君	勇雄君	春次君	秀雄君	常猪君	祐一君

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、前回の続きをを続行いたします。
○三好始君 定員法の審議につきましては、質疑を打ち切りまして討論に入ることを見ます。

○委員長（河井彌八君） 三好君の動議に御異存ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。

郵政大臣 佐藤 榮作君
気通信大臣 橋本 龍五君
厚生大臣

内閣官房長官	岡崎	勝男君
行政管理局次官	城	義臣君

行政管理局
管理部長
中川
融君

常任委員 杉田正三郎君
會專門員

す。そこでこの内容におきまして主だつたものにつきまして、簡単にその修正理由を申述べまして、御賛同を得たいと思ふのであります。

百九十二人、農林省四百三十四人、食糧庁四人、林野庁六百五十人、水産庁六十六人、通産省工業技術庁關係が八十九人、運輸省本省二百六十二名、海

して、修正の説明を終る次第でございます。

○委員長（河井彌八君） 修正案につきまして何か質疑の点がありますれば簡

先ず第一は実体法、又は実体法的な法の制定に先んじて行わるべき行政整理に関するもの、これがお手許に差上

上保安庁が六名、郵政省の本省千二百名、電気通信省の本省が四百十六名、労働省の本省は逆に十四人減るわけで

単に願います。……別に御発言がなければ討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

げましたその要綱の中にあります食糧管理、食糧庁の關係が復活せるもの
 四千九百人、労務加配、労働省關係の

あります。建設省の本省が百人、経済安定本部、経済調査庁の關係が五百九十五人、この合計が七千九百九十六人

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（河井彌八君） 御異議ないと認めます。それではさういたします。

もの二百人、船用米、運輸省に関するもの四十人、そうして石油統制の關係におきまして、運輸本省四百人、通産

でございます。この修正の総計は一万八千六百四十六名でございます。この数字につきましては緑風会、民主

す。修正案につきまして、御意見のお
ありのかたはこの際御開陳を願いま
す。

本省百人、資源庁百人、農林本省二十人、食糧庁九人、水産庁四人、厚生省本省四人、建設省本省五人、国営競馬

党、自由党におきまして慎重な検討を加え、あらゆる面からいろいろ検討を加えました結果、現下の行政整理に対

○成瀬權治君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、只今議題となりまして行政機関職員定員法の一部を改正す

四百七十人、そうして農林統計四千四百人の復活であります。このうち農林統計につきましては、本来主食統制撤廃

する國民の輿望に應え、そうして今日における國家機構の改革という、又全國民より要望されておる点に對しまし

る法律案に対しまして反対をいたすものであります。以下本案に対しまして若干の批判を加えつつ理由を申し上げます。

問題とは、すべて直接関連あるものではないかもしれませんが、今回大きな整理をするという点に關しまして、主食統制撤

て、その趣旨を実現せんとするその気持を含みまして、誠にこの数におきまして不徹底であるという議論があるか

先ず原則論的に申しますと、人員整理と行政機構改革は不離一体のもので

たのであります。なお四千四百人の中には、約五百名の主食統制と関連して

もわかりませんけれども、現下の情勢におきまして、三党間におきまして慎重協議の結果、この数字を今日の状態と

で、非能率的であり、国民一般大衆が迷惑をしておるといふことはすでに定

の人員が含まれていることを申上げておきます。これらの数を合計せるものが一万六百五十人であります。その他

おきましては、妥当の数字といたしまして、国民生活の安定、経費の節約、事務の簡素化、上、つた国民より要請

思い切つた行政機構改革を断行いたしまして、官庁機関が真に国民のサービス

といたしまして、総理府における電波
監理委員会九十一人の復活、同じく総
理府の特別調達庁三百二十八名、大蔵

されておるその趣旨を、この行政整理におきましてでき得る限り実現したいと

人もないと思うのであります。ところが今回政府はこの不離一体であるべき

省の關係におきまして本省百六十七名、国税庁千百名、文部省の關係におきまして、本省、国立学校の關係が千

いう、その意味を含めまして、この修正案が成立いたしました次第でございます。まして、どうぞこの修正案に対しまし

ところの行政機構改革を後廻わしにいたしまして、人員整理のみの定員法一部改正を提案して来たところに根本問

内閣委員会会議録第二十三号 昭和二十六年十一月三十日 【参議院】

前の第五国会でも問題になりました、速記録によりますと、委員会の席上吉田首相、本多國務相は、今回は人員整理のみの定員法一部改正を提案したのでありますが、次に定員法改正を提案する場合に、地方制度刷新委員会の答申案を待つて、行政機構改革を行なつてからでなければ、絶対に人員整理のみの定員法改正はやらないという意味のことを申述べておるのであります。

○委員長(河井彌八君) 成瀬君、ちよつと御発言を……。委員諸君に申し上げます。傍聴人の諸君と何か交渉等のごとがありますことは議事の進行に差支えますから、委員諸君もお控えを願ひたいのです。特に傍聴人の諸君に何かお話をかけるとかいうようなことはいないようにして頂きます。そういうことをなさるかたは退席を命ずることもあるであろうということを申し上げておきます。

○成瀬治君 これは先に申しましたところの原則論を現政府は確認したとてございませう。併し地方制度刷新委員会答申案は御承知のように約一年前に出されておるのでありますけれども、その後政府は行政機構改革には手を触れなくて、又總理個人の諮問機関として政令諮問委員会を設け、その答申案を元として今回の人員整理のみの定員法一部改正を提案されたのであります。このことは第五国会におけるところの吉田總理並びに本多國務相の答弁に相反するものであり、又原則論にも相反するものであります。従つてこのことが反対の第一の理由でございませう。第二の理由といたしまして、提

案理由によりますと、公務員の数が非常に多いということを申し上げておるのでございませうが、審議の過程におきまして公務員の数が七・五人というふうなことを申し上げておるのでございませうが、これと聞いて参りますと、このことが確固たる基礎の数字の上に立つておらないことが明瞭になつたのでございませう。私は國費によらないところのもの、例えば公共企業体の職員などは当然除外されるべきものであつて、こうしたものを外せば十九・一というふうな比率になるのでございませう。従つて政府はこうした腰だめの数字と申しますか、もう少し基礎的な数字に立つて私はいろ／＼なことを考えて頂かなければならないと思つてございませうが、膨大な数字と申しましてそのことが何ら基礎的な数字に立つていないといふ点を第二の理由として指摘したいのでございませう。第三の理由といたしまして、行政機構の改革をやらないといふこと、人員整理を行なつたために、人事院調査に基きまして昭和二十六年の七月一日に四十七万九千二百二十名という非常勤職員を抱えておるのでございませう。このことは表ての定員を減らして裏口から非常勤職員を非常勤という形で抱え込んでおるのでございませう。國民大衆の私目をごまかすものであるとして、この点は政府の無責任な態度を追及せなければならぬと思ひます。従ひまして政府が提案理由に挙げ

ておるような経費の節約には鑑一矢に経費の節約を政府がやるものとするならば中央、地方を通じて、一兆余りの現在財源が要つておるのでございませうが、その中から百五十億とか百七

十億のものであるならば私は他になお経費の節約を求める個所があると思つてございませう。もう少し申し上げますならば、例えば只今挙つておるところの特調関係の汚職事件と申しますか、そういうようなものも八百億と称せられておるというふうなことを聞いておるのでございませうが、経費の節約をするならばこういうところから私はやらなければならぬと思つてございませう。なお実体法を無視したところにいるいろいろな問題があつたのでございませうけれども、かかる矛盾を含み、こうしたものの基礎の上に政府が提案して来たのでございませうから私は与党において四千人減やして見たり、九千人修正して見たり、一万四百名にしてみたり、遂に一万八千何名というふうな修正をせなければならぬほどここに政府自体が私は矛盾を含んでおつたといふことがこれで明瞭になるのでございませう。政府の提案したものを与党の手によつてい／＼と修正するといふことは私としては与党のかたに對しては誠に同情を禁じ得ないのでございませうけれども、これも又私は政府が今申しましたような幾多の矛盾を含んで出して来たところに根本問題があるといふことを申し上げたいのでございませう。併し修正案を見ますと、附則第四項以下が削除されておるといふ点に、政府の反動政策に對しては与党であるところの内閣委員の諸氏がこの点削除されたという点は私は心から敬意を表するものでございませう。

以上概略申し上げまして私の反対の理由にいたしたいと思います。

○三好治君 私は、溝淵委員から提出されました修正案は私たちが従来必要

を認めて修正せんと努力して参りました線によほど近付いたものとして、やや不満な点がありますけれども、これを承認せんとするものであります。この修正案が成立することを前提にし、本法律案に賛成の意思を明らかにするものであります。

○力ニエ邦彦君 私はまだ本件について政府に賛成しなければならぬ点が非常に多いのであります。殆んど審議らしい審議はしてないのだから賛成し切れるというところには賛成し兼ねるものであります。併しながら私はちよつと用事がありませんから、すでに討論が行つたのでありますから、すでに、さういふことを申し上げても何にもならないと思つておる。併しながら私はここに政府によく一つ聞いておいてもらいたい。そうして必ずや我が國の官吏の人員を適正なところにおくといふことを願ひたいと思つておるのであります。ただ劈頭に申し上げておきたいことは私は一部の新聞や論説が報道しておるやうに、國民負担の軽減にならう、さうしてその人員を整理する、こ

ういふことには毛頭当初から反対はいたしてありません。賛成であります。然らばなぜこれに對して反対をしておるかといふことは、反対でなくして適正なる國の人員が幾らであるかと、こ

けれども、これを一本にやはりまとめるといふこと、これは各省庁においても同じであります。局、課、係に至るまでこれを簡素化、統合するといふこと、まとめるといふこと、さうしてそれによつて一体どのくらいの削減ができるかといふこと、事務の簡素化がどれだけできたかといふこと、こ

ういふ機構の改廃或いは統合、こ

ういふ機構の改廃或いは統合、こ

これは非常に時間が長くなりますから私は簡単にその本当の一例だけを申し上げますが、法令の改廃、これをやらねばならないという事は恐らく私はここにこれだけおられるけれども検討されたがたが恐らくないんじゃないか、こう思うんです。それは一体我が国の法律というものが現在どのくらいあるかということ、これは十一月二十九日現在において千五百二十あります、それから勅令は四百九十八あります、政令は八百五あつて、省令は二千三百四、条約その他のもので百二あつて、総合計は四千七百六十一の法律があるんです。そこでこれらの法律が存在しておる限りにおいては、それ／＼これらの法律をいゆる実施完遂するため人員が要るわけなんですから、だからこれを半分に減らせば従つて人員が減つて来るのです。そこで一般世間で言われておるところの終戦後特に我が国の官吏は多くなつた、尤も多くなつています。そこで一体終戦後の二十一年までの我が国の法律の状態はどういうことであつたかということ、簡単に言ましても、明治二十二年から明治年間において明治三十二年の法律の二十二というものが最高であります、一年間……それから三十三年の十三これが最高です。その他は明治年間においては大体五つ、或いは一年に六つ、七つという法律しかできておりません。それから大正の年間になりまして、一番多いときはこれは大正十年に十五できておる、十一年に十三できておる、十二年に十できておる、これが十百であります。これが大正年間におけるところの法律の一番余計できた年でありす。それから今度然らば終戦後の昭和

和の終戦までの状況を今度見ますると、昭和八年において九つで、昭和十二年に十二で、それから十五年に十二できたというものが最高であります。その他の年次におきましては、皆それ／＼少数な法律しかできておりません。そこでこの法律が一体我が終戦後においてどれだけあつたかと言いますと、法律は四百八十八しかあつた、この勅令にいたしまして四百六十九、それから或いは又政令にいたしまして九百五十五等でありまして、総合計が千九百五十三あつたのです、終戦直後……それから第一国会が始まりまして今日までの間に二十二年度には驚くべきなれ百十三作つて、二十三年度百二十四作つておる、二十四年度百二十四作つておる、二十五年百二十一作つておる、従つて終戦後今日までに我が国が作つたというものは明治の憲法が始まつてから終戦に至るまでの八百八十の法律を遙かにオーバーしておるのですよ、五百七十二件作つておるのです。かように終戦後における我が国の法律というものは開始まつてから終戦までの間の法律の数を遙かに上廻るものをおこ僅か五、六年の間にでつち上げておるということ、従つて終戦時におけるところの官吏の数というものは半分であつてよかつた。ところが現在こういう工合ないわゆる状況であればこれは人員が多過ぎるの当り前なんです。少くしてはやれないんです。私はここでこれは法律だけを事例に挙げておるのではないのですよ、こういうこともなぜ官吏が多過ぎるのかという大きな理由の一つになつておるということ、これらのことを改廃せねばならないんじゃないかというこ

と、それから又役人の繩張り根性によるところの、所管争ひによるところの行政の複雑化というものを、これを先ず簡素化にしなければならんやないかというところ。それからその他あらゆる最新の機械、そういうものを導入して事務能率の効率を図るということ、こういうことがなされて初めて人間の数が減るのであります。従つて政府が前回にやつたところの、あのいわゆる天降的な天引行政をやつたその結果というものは、あのときは何とおつしやつたか、この数において政府は完全に行なつて行くと言つた。ところがその後において人員整理の法案が通過した後において一体どういうことをやつておるか。事例を挙げて見れば郵政事業のごときものはやれないので八千何百人かといゆる人間を直ちに定員外の人員としてこれを入れておるのです。郵政電通においても然りであります。それが今日まで二年間そのまま非常勤、常勤とこんでもない屁理窟を付けてそのままでこれを雇入れて作業をやつて来ておるのです。これは私はただ一例を挙げただけです。その他の省にも大なり小なり事務がやれないためにそういうことをやつて来ておるのです。だから私はこういうことが簡素化にならない限りにおいては我が国のいゆる人員は減らないのだ、こういうものをそのままにおいて、そうしてただ人員のみを天引でこり下げて参りますと、勢いそこに起きて来る現象としては労働の強化、過重というところになって来る。その過重が祟りまして各省庁におきまして年々胸部疾患等において病氣で倒れて行くところの公務員が激増して参るであります。だから私はこういつた

点からして政府は法令の改廃、或いは機構の改正統合、或いは事務の合理化を圖つて、その上に立つて人員の整理をすべきであるということを主張しておるのです。それが一部の新聞報道によりまして我々は人を整理することに反対すると言つておる。そうじやない。こういうことがなされて、その適正なる数字が五万であれ、六万であれ、十万であれできて参つたならば我々は非常に結構である。併しなからその場合におきましても今回の行政整理で最も政府が留意せなければならぬことは我が国の産業の状況、我が国の経済の状況から推して著しく失業者が増加しておる。そこへ又失業者を追込むのでありますから、勢い失業対策に対する万全の措置が講じられなければ、これらのことに對しては勢い我々はやはり納得はできないのであります。こういうような諸点について、受入態勢の点、或いは又合理的な数のいゆる算出の基礎になるものを作つていない。ただ徒らに国民の前に官吏が多いと国民が言へばその上に乗つて成るほど多い、政府は施策として人間を減らすのである、そうして国民負担の軽減をするのであると豪語しておる。一体今回の自由党案によつて出されておるところの修正によつて国民負担が一体何ほど軽減されておるか。全く私はこういう点を考えるならば役者が顔に白粉を塗つて、そうして舞台の上に乗つて人気取りにやるところのあの芝居と何ら変りがないんじゃないか。これで国民を欺瞞し、国民の眼を惑わしておる。こういうことであつてはならぬ。真に国民の要望するところの行政整理を断行せなければならぬ。こう

いう決意の上に立つてなされなければならぬと思ふのであります。而も私は前回の委員会におきまして申しましたが、財政の見地の上に立つたということが人員整理の大きな目標であるとするならば現在の一体あの官僚のだらしないところの國費の濫費をどうするかということ、その他物件の整理に關してでも一会社におきまして物件の扱い方を、そうして國の物件の扱い方といふものを併せて考えて見ますならば年間に物件整理のこの引締めを行なつただけでも二百億や三百億の金は出て来る。而も今のだらしないところのやり方において一年間においてどれだけの策から国民の税金がこぼれておるかというところ、いろいろのものを総合いたしまするならば二千億に達するのではなからうかと私は確信を持っております。然るにその十分の一にもなりかねないところの二百億を捻出するため幾万の人の首を切つて、そうしてかようなことをやつておるといふことに對しては私はどうも納得が行きかねる。併しながらこれらの策からこぼれ落ちるところのこれらの血税をも防ぎ、なお且つ行政の簡素化において国民の負担を軽減するといふのであれば私はなおよくと思ふ。こういうことをなされなくして、ただ徒らに今私が申しましたような国民の人氣取りのため、或いは一部の労働組合のボスが労働者に媚びるような態度であつてはならないと同様に、政府はいささかも国民に對し、国民に媚らうような考え方で施策を遂行するといつたようなことがあつては私はならないと思ふのです。かような点を明確にいたしまして、私は本法案をこれを国会に出すならばもつと

かような点を明確にしてそうして出直すべきであるというのを主張し、而もこれが遺憾ながら出直すということが行われずに多数によつてここで修正が可決するのでありますから、かような点からいまして私ははいゆる今回のこの修正案に対しては反対をいたすものであります。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから討論は終局いたしましたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。先ず討論の中になりました只今の溝淵君の提出、説明のありました修正案、これを議題といたします。修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつてこの修正案は可決せられました。

次に溝淵君はか両君の提出せられました修正案以外の原案につきまして採決をいたします。この部分につきまして賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数と認めます。それではこれを以ちまして行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は修正議決せられたのであります。

次に諸君にお諮りをいたします。委員長報告は委員長に御一任を願いたいのであります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。只今の決議に賛成に加われたる諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 溝淵 春次 | 楠瀬 常雄 |
| 郡 祐一 | 松平 勇雄 |
| 横尾 龍 | 楠見 義男 |
| 竹下 豊次 | 栗栖 越夫 |
| 三好 始 | 三浦 辰雄 |
| 館 哲二 | |

○委員長(河井彌八君) これを以て内閣委員会は散会いたします。長い間大変に御苦勞をかけまして有難く感謝いたします。

午後二時八分散会